

初等教育カリキュラム学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、初等教育カリキュラム学会(The Society of Elementary Education and Curriculum)と称する。

第2条 本会は、事務局を東広島市鏡山一丁目一番一号 広島大学教育学部内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、初等教育のカリキュラム開発に関する科学的研究を行い、初等教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究大会及び学術講演会等の開催
2. 学会誌及び学術図書の刊行
3. 内外関連学協会との連絡及び協力
4. 各種調査
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は、前条の事業を遂行するために、理事会の議を経て、必要な部会、委員会等をおくことができる。部会、委員会等の規則は別に定める。

第3章 会 員

第6条 本会は、次の会員によって構成する。

1. 正会員 本会の目的に賛同する者
2. 学生会員 本会の目的に賛同し、正会員から推薦され、理事会の承認を得た学生
3. 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助し後援する者または団体

第7条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第4章 組織及び運営

第8条 本会の役員は、以下のとおり、組織する。

1. 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

理事長 1名

理 事 12名～15名（会長、理事長、事務局長、常任理事含む）

監 査 2名

2. 役員選出の区分については、申し合わせとして別に定める。

- 第9条 理事及び監査は正会員の中から選出する。会長、理事長、事務局長、常任理事は理事の互選により選出し、総会の承認を得る。監査は理事会が推薦し、総会において承認を得る。
- 第10条 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。
- 第11条 理事長は本会の運営を統括し、理事会を代表する。
- 第12条 理事は理事会を組織して、本会則に定めるものの外、総会の権限に属する事項以外の事項を決議し、執行する。
- 第13条 常任理事は理事会の委嘱に基づき、本会の運営の実務にあたる。
- 第14条 監査は本会の会計およびそれに関する業務を監査する。
- 第15条 本会の役員任期については、以下のとおり、定める。
1. 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 2. 補充による役員任期は、その残任期間とする。
 3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 第16条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。名誉会長および顧問は会長の諮問に応ずる。名誉会長は会長経験者の中から、顧問は理事経験者の中から、それぞれ理事会の議により推挙する。
- 第17条 理事会は毎年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、臨時理事会を招集するものとする。
- 第18条 総会は毎年1回定期に会長がこれを招集する。ただし、緊急を要する場合には、臨時に総会を招集することができる。
- 第19条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数以上の同意によって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 第20条 本会の事務を処理するために事務局をおく。事務局には事務局員をおくことができる。
- 第21条 副事務局長は正会員から会長が委嘱する。
- 第22条 会長は、理事会の推薦に基づき、正会員の若干名を幹事として委嘱することができる。幹事は役員及び各委員会、事務局等を補佐する。幹事の任期は委嘱された年度末までとし、再任を妨げない。

第5章 会計

- 第23条 本会の事業遂行に要する費用は、入会費、年会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更及び解散

- 第25条 この会則は、理事会および総会において、おのおのの過半数の同意を得なければ、変更することができない。
- 第26条 本会を解散するには、理事会及び総会において、おのおのの過半数の同意を得なければならない。
- 第27条 この会則の施行に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。

- 付 則 1. この会則は平成 28 年 1 月 9 日より施行する。
この会則は平成 29 年 1 月 8 日より施行する。
この会則は令和 3 年 1 月 10 日より施行する。
2. 第 8 条に示す役員を選出については、第 1 回目の選出に限り、第 9 条の規定にかかわらず、本会設立準備委員会の推薦により、設立総会において承認を得るものとする。

初等教育カリキュラム学会細則

1. 会員の入会及び退会

- (1) 会則第 6 条 1, 3 に定めた者の入会については、事務局において扱うものとする。
- (2) 前項の入会の承認は、所定の入会申込書と入会費及び入会年度の会費の納入による入会手続きを条件とする。
- (3) 第 6 条の 2 に定めた者の入会については、正会員の推薦を得て、入会費及び入会年度の会費を添えて、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
- (4) 会費を 3 年以上滞納したときは、理事会の議を経て、会員資格を停止することができる。
- (5) 退会については、退会届を提出し会費を完納した上で、事務局において扱うものとする。
- (6) 本会の名誉を傷つける、事業を妨害するなどの行為があったときは、理事会の議を経て、会員資格の停止や除名等の懲戒を科すことができる。

2. 入会費、会費、賛助会員費等

- (1) 入会費は、2,000 円とする。
- (2) 正会員の会費は年額 5,000 円とし、当該年度の 5 月末までに納入するものとする。
- (3) 学生会員の会費は年額 3,000 円とし、当該年度の 5 月末までに納入するものとする。
- (4) 賛助会員費は、年額 10,000 円以上とする。

3. 理事会

- (1) 理事会は、会長、理事長、事務局長、常任理事を含む理事によって構成する。
- (2) 理事会は、学会の企画・運営に関する事項の計画・立案をする。
- (3) 理事会の議長は、理事長とする。
- (4) 常任理事は、理事会の委嘱に基づき、総務、会計、広報、研究に関する本会の運営の実務にあたる。
- (5) 総務担当理事は、会則等の立案、学会大会等学会行事の企画・運営、その他必要な業務を行う。
- (6) 会計担当理事は、会計管理、予算案、決算報告の作成、その他必要な業務を行う。
- (7) 広報担当理事は、会報、HP 等による広報、情報収集、その他必要な業務を行う。
- (8) 研究担当理事は、学会誌の編集・刊行、その他必要な業務を行う。
- (9) 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、書面をもって他の出席者に委任した者は出席者とみなす。
- (10) 理事会は議事録を作成し、議長の署名捺印を経て、これを保存する。

4. 総会

- (1) 総会の議長は、総会で選出する。

(2) 次の事項は、総会に提出しその承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 会則の変更および解散についての事項
4. その他理事会において必要と認めた事項

5. 研究大会

- (1) 研究大会は、毎年1回以上開催する。
- (2) 研究大会は、原則として広島大学で開催する。

6. 事務局

- (1) 事務局は、学会の運営全般の事務業務にあたる。
- (2) 事務局長は、理事を兼任し、学会の事務業務全般を統括する。
- (3) 副事務局長は、事務局長を補佐する。

7. 役員選出

- (1) 会則第5条及び第9条に基づき、役員選出を円滑に行うために選挙管理委員会をおく。
- (2) 会長が正会員から委嘱した委員若干名により構成された選挙管理委員会が選挙の管理運営にあたる。委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 選挙管理委員会は、互選により、委員長1名を選出する。
- (4) 理事の選挙権は、改選前年度の年度会費をその年度の年度末までに納入している正会員・学生会員が有する。理事の被選挙権は、改選前年度の年度会費をその年度の年度末までに納入している正会員が有する。
- (5) 投票は、すべての被選挙権を有する者を対象とし、一人10名連記制とする。
- (6) 選出人数は12～15名とし、会員の直接選挙により10名、理事長推薦理事を2名から5名選出する。

8. その他

- (1) 会員は、本会が刊行する機関誌の配布を受けるものとする。

(付)この細則は、平成28年1月9日より施行する。

この細則は、平成29年1月8日より施行する。

この細則は、令和2年1月5日より施行する。

この細則は、令和3年1月10日より施行する。

この細則は、令和3年3月10日より施行する。